

元朝治下江南の士大夫たち

—笑隱大訴をめぐって—

藤 島 建 樹

事は明宗がにわかに崩じ文宗が復位した翌日のものである。

『元史』卷三十三文宗本紀天暦二(一三三九)年三月の条には
「己巳 命改集慶潛邸、建大龍翔集慶寺、以來歲興工。」

とあり、さらに八月には

庚子 命阿榮・趙世安督造建康龍翔集慶寺。

という記載が見える。これは元朝きつての漢文化の体得者であり、仏教に理解を示した天子といわれる文宗(在位一三二八~三二)の崇仏事業の出発点ともいえる大龍翔集慶寺の建立を告げる記事である。ただし、この三月と八月の記事の間に大きな状勢の変化が存在していることを理解しておかなければならぬ。三月の時点では文宗が一旦退位し、兄の明宗が位にあって、文宗は皇太子であった。八月の記

事は明宗がにわかに崩じ文宗が復位した翌日のものである。この明宗の突然の死が、文宗擁立を希う燕鐵木兒らによる謀殺であったことはのちに明らかになる。文宗も直接には関与していないとも、この間の事情は察していたと思われる。三月には「來歲興工」の予定であったものが、復位の翌日に「督造」したのはこの状勢の変化が原因ではなかろうか。なお、文宗はこの兄の暗殺に関わったことを後悔していたこと、そのため自分の後は明宗の子に譲ることを遺詔していることなどから彼の熱心な仏事への傾倒には贖罪的な意識も介在していたと思えなくもない。^①ともかく崇仏天子といわれる文宗を理解するためにはこの事件も考慮に入れておく必要があろう。それはさておき、この大龍翔集慶寺の初代住持に任命されたのが笑隱大訴である。すでに

中天竺寺の住持として江南仏教界に知られつつあつた彼が文宗の抜擢をうけ一躍仏教界を代表する人材として登場したのである。元朝中期といえる仁宗・英宗期（一二三二—一四二三）の仏教界を代表するのが中峰明本であるとすれば、大訟は元朝後期を代表する僧であろう。しかしこの両者はきわめて対照的な面が多い。それがまた元朝中期と後期の時代的相違であろうと思われる。

二

大訟の経歴は、虞集による「大元廣智全悟大禪師太中大夫住大龍翔集慶寺釈教宗主兼領五山寺笑隱訟公行道記有贊」と、黃溍の筆による「元太中大夫廣智全悟大禪師住持大龍翔集慶寺釈教宗主兼領五山寺訟公塔銘并序」によつて知ることができる。それによれば大訟の生まれは世祖の至元甲申（一二・一二八四）年、生地は江西・南昌という。モンゴル軍が南宋の残軍を広東沖の厓山に覆滅したのが至元一六（一二七九）年。外民族としては未曾有の中國全域支配をなしとげすでに五ヶ年を経た時、大訟は生まれた。おそらく戦後の混乱も鎮静にむかっていたころであろう。そして彼の成長とともに元朝の支配はますます確かなものとなつていった。すなわち大訟はモンゴル政権下に生まれ育

つた人、完全な元代人であった。この点では、南宋治下に生まれ、中国伝統の文化にはぐくまれつた青年期に外民族の侵略を受け、亡国の悲哀衷を目のあたりにした明本とはその成長過程での環境を異にしていたのである。大訟は年九才にして出家者であつた伯父に従い仏門に入つた。このように縁故の出家者を頼つて出家するのが当時のなりで、あつたこと僧伝類に多くの例を見ることができる。この点でも大訟の出家は当時の典型に則つたものといえよう。やがて晦機元熙に師事した大訟は、修学を積み、交友をひろめてゆく。至大四（一二三二）年、二十八才で湖州（浙江・吳興）烏回禪寺に住持しついで延祐六（一二三〇）年、焼失した大報国寺に入つてその復旧につとめた。こうした彼の働きは、當時、江澑行省の丞相であり、行宣政院の長官を兼ねていた脱歛に知られるところとなり、その推舉によつて大刹である中天竺寺の住持に就いた。この脱歛については明本とも密接な交友があつたことからすでに論じており、今は省略する。しかし、彼がモンゴル貴族の一員であらながら江南支配に意を用いたこと、ことに江南仏教の外護者としてはたした役割は非常に顕著であることは再度強調しておかねばならない。この元朝支配機構の中にいる脱歛に知られたことは、大訟にとって大きな意味を含んでいよ

う。中天竺寺に入ったのが泰定二（一三二五）年。このとき大訏四十二才。「師名日起矣。」とあり、江南仏教界にその名を知られる存在にいたことを知らしめる。そして最初に記した大龍翔集慶寺の初代住持への抜擢となる。これ以後の大訏は国家的的人物としての待遇を受ける。まず住職就任に際し

命爲太中大夫、號曰廣智全悟大禪師。

〔行道記〕

とある。太中大夫は文散官の一つで從三品の地位であり、出家者に与えられることは珍らしい。ついで翌天暦二（一三二九）年には京師に召され宮中で文宗に対し法を説いた

といふ。〔行道記〕の記事によれば

明（天暦二）年、與蔣山雲芳忠、俱召至京師。……日召對奎章閣賜坐、說佛心要、深契上旨。館於太禧宗禋院。

勅設伊蒲妙饌、賜紹裘金衲衣及諸金幣、皆內府珍異。とその遭遇の深さを述べている。その後も朝廷の厚遇は続く。

公已南還。復遣使降聖書加護。香幣之頒無虛月。

〔塔銘〕

と。やがて順帝（在位一三三三～六七）の世に移った。大訏は老年と病のため引退を求めたが

優詔不許。加號釋教宗主兼領五山寺。餘如故。賜予尤厚、

……。勅外臺護視、使安居而終老。

〔行道記〕

とある如く引退を許されなかつたばかりか「釈教宗主兼領五山寺」と、これまで他に例を見ない大きな称号を加えている。仏教界を統領し五山を統べるが如きこの呼称は老年の大訏に対する名譽的なもので実質的な意味はなかつたと思われるが、その尊崇・優待の丁重さを伝えていよう。なお、大訏の功績として著名な『百丈清規』の修改もこの順帝の勅命によつてなされたものである。そして至正四（一二三四四）年五月、六十一歳の生涯を終つた。

このように大訏の歩みはきわめて順調に坂道を登つていった。ことに後半の二〇年間は元朝廷の強い外護のもとで位人臣を極めたといつてよい。大訏自身もまたそのような状況に積極的に対応していくことができる。この点でも中峰明本とはきわめて対称的である。明本もまたその高僧としての名声を得ている。しかし名刹・大寺の住持への推举を断り、仁宗・英宗の京師への招請を拒み、一生淮江南を出ることはなかつた。そして江南各地を歴訪し、行く先々で幻住庵を結んで教化・遊学を楽しんだという。このような明本の態度、ことに江南を出なかつたという点に明本の征服者元朝に対する思いの一端を窺い得るのではないかろうか。そしてそれはやはり元代生まれの大訏と南宋の遺

民といえる明本との違いが大きく影響していると思われる。

このような異った生き方をみせた二人だが両者は無縁で

はなかつた。「道行記」によれば

本中峰居天目山之師子嚴。中外信向甚盛。師嘗謁之語。

至夜參半、忽大風厓石欲墮、左右辟易。師危坐如平時。

峰亦服其定刀矣。

と記し、大訴が明本を訪問したことを使えている。同様の

記事は「塔銘」にある。しかし、いづれも何時のことであるかは記していない。おそらくようやく頭角を見せつつ

あつた若い大訴が、声望高い先輩明本に教えを乞うたもの

であろう。その後にも両者の間に影響を及ぼしあうような

交流があつたことを示す史料はないが、大訴の文集『蒲室集』の中には「題中峰和尚淨土詩後」(語録)、「祭中峰和尚文」(卷一五)など明本に関わるものもあり、意識せざる

を得なかつたことを知らしめている。ことに興味をひくのは、明本と同じく大訴の周囲にも江南士大夫を中心とした

居士・文人たちがゆるやかな集団を形成していたと思える

点である。この点では明本と大訴とは一致している。しか

も、この両者を結びつける共通の存在として大訴の周囲に

も明本グループの中心的存在であった趙孟頫(一二五四~一

三二二)がいたのである。この宋朝宗室の末裔で元朝きつ

ての文人と大訴の出会いがいつのころであつたかは定かでないが、大訴の文章を見た孟頫が

公一見大驚異、以爲眞得古文法。
(行道記)

と感歎したことからあつたと記す。これは師の晦機が、一山萬公の塔銘^⑤を大訴に代作させ、孟頫に淨書を依頼した時のことである。大訴の文才に感心した孟頫は今度は自分の代作を大訴に托している。

公爲杭州僧作顯教院記、亦屬師代之。及成不易一字、署己名以書。
(行道記)

とあり孟頫は一字も訂正することなく署名したという。趙

孟頫の代理を立派につとめたを得る文才が孟頫に見出される機

縁となつたのである。なお『蒲室集』にはこのほか「代仏

智師(晦機)作」として寺記・塔銘が各々一点。「代趙魏

公(孟頫)作」とした塔銘が一点、が収められている。大

訴の文才と信頼度をうかがうことができよう。孟頫は至治

二(一三三二)年六十九歳で歿しているから大訴との交友は

晩年のことである。大訴は三十歳代。おそらく孟頫は若い

大訴に才能を見、明本の後継者としての成長を期待し育成

しようとしたのであろう。この江南文人の代表であり、仏

教に理解と尊崇を示す人物に認められたことが大訴を囲む

士大夫集団の形成に大きな力となつたことは否定できない

であろう。とにかく趙孟頫の存在が明本・大訢を通じて江南仏教界と南人知識層を結ぶためにはたした役割は大きいに評価しなければならない。

三

大訢と交流をもった人物として「行道記」によれば、趙孟頫とともに、^⑪鄧文原・袁桷・高克恭・胡長孺・仇遠・楊載・黃溍・杜本と列挙している。

これは同じ集団の一人であった虞集の記したもので、彼の好みによる取捨選択を考慮してもかなり正確なものと判断してよいであろう。そこでこれらの人物を分析・考察することによって大訢をめぐる居士集団と江南仏教界の様相、および南人士大夫の動向を窺知する手がかりとしよう。

鄧文原（一二五九～一三二八）伝は『元史』卷一七二にあるが、それは黃溍と吳澄が各自作つた「神道碑」^⑫を簡略にしたものである。字は善之。本貫は杭州。南宋理宗の時に生まれている。したがつて臨安が元朝に降つたときすでに十代の半ばをこえていた。元につかえたのは至元二七（一二九〇）年、行中書省から杭州路儒学正に辟召されてからであり、すでに三十二歳となっていた。

至元二〇年すぎると江南統一対策の一環として遺賢の召

致がはじめられたが彼の起用もその範疇に属するものであろう。そのち成宗時代に中央へ趣き翰林院に入り、武宗時代には『成宗実錄』の編纂にも携わったという。こうして文学でもつて仕えていた彼がつぎの仁宗の世になると肅政廉訪使となつて地方に出て犯罪や不正を摘発し是正する実務的な職務に従うことになり、そこでも手腕を振つた。のちふたび中央に帰り集賢院直学士に国子祭酒を兼ねるなど学者的な立場での活躍がつづく。彼は書に長じ趙孟頫と名を齊しくする程であったという。そのため徽仁裕聖皇后（世祖の長子・裕宗真金の妃）が大藏經の金書を発願したとき召聘に応じ門人二〇人を率いて事にあつたことが黃溍の神道碑の文中に見えている。大訢との交友は『蒲室集』卷一五に「祭鄧善之使君文」との祭文があり

惟公學究天人之奧、道通性命之原。

として文原の学を評価し、また

愧我野衲往來公門。

と述べその交遊の様を想像せしめている。

袁桷（一二六六～一三二七）字は伯長、その号である清容居士を冠した文集で知られる元初の著名な文人である。『元史』の伝は卷一七二にある。そのもとになつたのは蘇天爵の『滋溪文稿』（卷九）におさめる墓誌銘である。出身は浙

江・鄞県。彼も南宋の滅亡を十・十五歳の間に体験している。元につかえたのは鄧文原よりさらにおそく成宗の大徳年間(一二九七・一三〇六)とあるから、三十五歳前後に達していた。彼は博学で典故に通じ、また文章にすぐれていたので、その職場はやはり翰林院であった。以後泰定四(一二九七)年に卒するまで翰林・集賢の両院に在籍した。『清容居士集』に収録された多くの詩文は彼の文名の高さを知らしめるし、他の文集中にもその名を見ることが多いのは交友の広さを物語つていよう。また寺志・僧伝類の作品も多く、その居士との自称と相俟つてその仏教への関心の程も察せられるが、大訴との交流を語る直接的な手掛りは未だ見出しえない。

胡長孺(一二四九・一三二三)彼もまた文人学者として著名である。伝は『元史』卷一九〇儒学伝に見える。南宋で一人の進士を出した家柄という。

至長孺、其學益大振。九經・諸史、下逮百氏・名・墨・縱横、旁自敷落、律令章程、無不包羅而揆序之。

(同傳)

とあってその学識の広さを述べている。外舅に従つて蜀に入り宋の咸淳一〇(一二七四)年、任子をもつて仕え、監重慶府酒務となつた。しかし、この時すでにモンゴル軍の南下がはじまっており、ほどなく南宋は崩壊する。望みを失つた彼は「退棲永康山中」——永康(浙江、永康)は彼の故郷である——こうして隠棲した彼が再び世に名を現すのは至元二十五(一二八八)年、詔下求賢、有司強起之。至京師、待詔集賢院。

とあって、鄧文原の項で述べた世祖の対江南政策、そして対中国支配政策の一つである招賢策のもとでその目標の一ひととして、元朝に仕えることを余儀なくされた様子がうかがえる。しかし、

既而召見内殿、拜集賢修撰、與宰相不合改教授揚州。

と述べて集賢院を去つて江南に帰つている。彼と意見の合わなかつた宰相は至元末の権臣宰相として知られる桑哥であろう。以後成宗時代になると地方官として再登用され寧海主簿となつた。伝中にこの時期に民のために悪にたちむかう長孺の業績を数例を示しての実務官として彼の有能さと正義をつらぬく剛直ぶりを伝えている。

なお、彭際清の編纂した『居士伝』の中(巻三五)にこの長孺の名が記されている。元代の人物としては元への抵抗をつらぬいた鄭所南とモンゴル政権の有能な助言者であった耶律楚材、および国宝(ウイグル人)が見えるだけでこ

の胡長孺が江南士大夫の居士を代表するかの如く扱われてゐる。事実、編者は巻末の注記で趙孟頫・鄧文原・袁桷・虞集らの名を列挙し、彼らが

其於佛法、不可謂無意者、然文過其質。其於道蓋未有得也。予故不得而傳之。

と記し、その居士として認め得ない理由を述べている。その中で胡長孺だけが選ばれたのはその文章から推察するに彼が朱熹の学問の繼承者として評価を受け、それが仏教とともに禅学と通ずるものがあり、長孺がその点を学び会得した人物であると認められたためと思われる。その当否はともかく、そのような評価を受けたことは注目に値しよう。

以上述べた人物、すなわち趙孟頫・鄧文原・袁桷・胡長孺の四者には、南宋治下に生まれたこと。青年期に國家滅亡の様相を身をもつて体験したこと。要するに南宋の遺民であること。世祖の招きに応じ京師に上っている、いいかえれば、征服者の異民族王朝に仕えていること。文人としての評価の高いこと。中峰明本とも交渉があつたことなどが共通している。このような人々が彼らにとつてかなり後輩にあたる大訴とも交遊らもつたこととはいかに考えるべきであろうか。一つには江南士大夫の結合の象徴を求めるためであり、一つには自らの行為、元朝に仕えたという

行為の正統化であろう。趙孟頫の場合に見られる如く元朝に仕えた彼らに対する非難は小さくはなかつたであろう。それに答えるために江南を見捨てていることを示す必要があつた。江南に育つた中国伝統仏教界の中心的存在の明本を、そしてその後継者としての大訴を畳むことによって、他への弁明と自らの安堵感を充足し得たのはなかろうか。亡国の遺民として、伝統文化を豊かに身につけた知識人としての処世の苦惱を想像し得る。おそらく明本と趙孟頫を中心としたグループが大訴を育てようとして接近したというのがこの四名の場合であろう。

四

楊載（一二七一～一三一三）字は仲弘、胡長孺と同じく『元史』儒学伝（巻一九〇）に伝がある。都の臨安（杭州）で生まれたが、その臨安は五年後にモンゴル軍の手に落ちた。「少なくして孤」とありさらに「年四十にして、仕えず。」とあるのはこの亡国の戦火が影響しているのではないか。しかし推薦するものあつて翰林国史院編修官に召され、武宗実錄の編纂にたずさわった。この時の天子は仁宗である。元朝諸帝のなかで文宗と並んで漢文化に理解を示したのが仁宗であり、それを証明するのが元朝では行われなか

つた科挙の復活であることはよく知られた事実である。伝には

延祐初、仁宗以科目取士、載首應詔、遂登進士第、授承務郎・饒州路同知浮梁州事。

と記し、楊載がこの復活した科挙に応じ進士に及第したことを述べている。この時彼はすでに四十五歳に達しており、八年後、儒林郎・寧國路總管府推官で卒している。

なお

初、吳興趙孟頫在翰林、得載所爲文、極推重之。由是載之文名、隱然動京師、凡所撰述、人多傳誦之。

と記し、趙孟頫にその才文を見出され重んじられたことが彼の文名を擧げることになったという。その文章は「氣を以て主と為し、博にして敏、直にして肆、自ら一家言を成す」と評したあと「詩において尤も法あり。」と附記している。『翰林楊仲弘詩集』(『四部叢刊』所收)が残されていることがそれを実証していよう。この『元史』記載の彼の

伝は黃溍の筆による「楊仲弘墓誌銘」⁽¹⁾を全面的にふまえている。その中で黃溍は

初溍與仲弘不相識、輒以書締文字交凡五年、始識仲弘後十有一年。乃與仲弘同舉進士、凡八年而仲弘死矣。

と記し、その交友の深さを述べている。大訴との直接の交

渉を知る材料を見つけることはできないが、趙孟頫、黃溍らとともに大訴の周囲にあったのである。この楊載と「同に進士に擧げらる。」と記した黃溍にもふれなければならぬ。黃溍(一二七七~一三五七)はかつて黃庭堅を生んだ婺州(浙江・金華)の名族の血をひく人物で、楊載よりは六年年少。したがって彼が生まれる直前に臨安が陥ち、物心ついたころは元朝支配は確定していた。『元史』(卷一八二)に見えるその伝では、幼ない時の俊異ぶりと長じて文章をもつて名を知られたことを簡単に伝えるだけで、すぐ

中延祐二(一二三一五)年進士第、授台州寧海丞。

と述べ、進士及第を記している。このとき彼はすでに四十歳に近づいていた。なお、この伝は黃溍の高弟で明初の文人として、また『元史』の編纂者としても著名な宋濂が師のために記した「金華黃先生行狀」⁽²⁾が出典であるが、それによれば二十歳ころまでの間に諸先學を歴訪し学と見聞をひろめたことを述べてさらに

絶無仕進意、其友葉君謹翁力挽之出。大德五(一二三〇一)年舉教官、七年、舉憲吏。

とあり、友人の推挙によって職についていたことを知り得る。その彼が科挙に応じたのは

延祐元(一二三一四)年、貢舉之法行、縣大夫又強起先生、

充貢郷。

と述べて、強いられて無理に応じたとしている。しかし黃潛のその後の行動、すなわち、まずは地方の官としての有能なはたらき、のちには翰林院の学士として、また国史編修の官や経筵官として五人の天子につかえたことを、そして本当にその意志がなければ拒否し得たはずであること考えると、彼自身にかなり積極的な応挙への意志を有したと見るべきである。おそらく明初に生きた宋濂が元朝に仕えた恩師のためにした作為的な記載であろう。

とにかく、楊載や黃潛にとって従つて当時の江南士大夫にとって科挙の復活は大きな事件であったにちがいない。先に述べた四名の先輩が元朝廷からの召請に応ずるにしても受身であるのに対し、この二人は消極、積極の問題は残るにしても能動的に対応している点が異つていよう。それは南宋の遺民と元朝治下に育つたものとの相違といえる。先述した明本と大訴の違いと同じである。さきの四者が明本を中心とし、その延長線上で大訴とも交流したグループとすれば、この楊載、黃潛が大訴グループの代表的人物と見ることができるのはなかろうか。黃潛は大訴の「塔銘」の中で、大訴の弟子が黃潛に銘を依頼して

と述べ、大訴との交友の密接さを伝えている。

また「行道記」の作者である虞集もその中で

予與師相知四十年、見師身受龍翔之寄、至于今十有七載、歸老江上亦十二年……。

と記し、大訴との交誼の様を伝えている。詩において元末四大家の筆頭に挙げられる虞集（一二七二—一三四八）は楊載より一歳下。唐初には賢臣としてまた書家として著名な虞世南を、南宋の初期には、武将として政治家として活躍した虞允文を生んだ名門の出身、この点では黃潛と共通する。

大德初、始至京師。以大臣薦、授大都路儒學教授。

とある如く、大都にのぼり推薦されて学問を生かした職についたという。それ以後最後の順帝の初めまで学者として重用され『經世大典』や宋・遼・金三史の編修など大きな事業にはことごとく参画している。ことに文宗には重じられ奎章閣学士の筆頭としての地位を保った。その積極的な対応もやはり元代的といえるのではないか。儒者の採用をすすめ、学校の改革を提言する態度からは、異民族朝廷の中に中国的文化を植えつけるべく努力している姿を見ることができよう。

なお、大訴の『蒲室集』の書簡の部には、「與虞伯生學士書」が三通収められている。内容は大訴の師である晦機

元熙の塔銘を作ったことに対する札状およびその清書を依頼するものなどであるが、その交際の親密を知らしめるに充分である。

楊載、黃潛そして虞集、ともに元朝の支配を肯定しその体制の中で自らの方向をさぐり精一杯生きようとした征服王朝下の江南士大夫といえよう。

五

以上述べた七名が大訴の周辺に存在した江南士大夫の中心的人物といえよう。「行道記」に見える残りの仇遠・杜本についても一言するならば、仇遠（一二四七？）錢唐の人、字は仁近、山村と号している。その生年から見て南宋滅亡時すでに三十歳に達していたことになる。『新元史』（卷二三七）『元史類編』（卷三六）の伝や『至順鎮江志』（卷一七）に名を見せるが、いづれも簡略なもので鎮江路学正、そして溧陽州教授などの地位にあつたことを知らしめるが、中央には無縁であつたと思われる。しかし、黃潛にも「寄仇仁父（近）先生」の詩があるなど他の文集類にもその名を見ることはすくなくない。「名は一時重んじらる」とあることを証明しているが、大訴との交りも含めて詳細は知り得ない。

杜本（一二七六～一三五八）は『元史』（卷一九九）隱逸伝に見える。字は伯原、号は清碧。

江浙行省丞相忽刺得其所上救荒策、大奇之。及入爲御史大夫。力薦于武宗。嘗被召至京師、未幾歸隱武夷山中。とあって、モンゴル人の地方官の推薦によつて大都に召されたが、ほどなく武夷山（福建・崇安）に隠棲したという。なにが彼をそうさせたかは知るすべもない。そののち文宗・順帝の二度にわたつて招かれたがついに起たなかつた。

ことに順帝のときには、賢相といわれた脱脱の薦めで詔遣使賜以金織文幣・上尊酒、召爲翰林待制・奉議大夫、

兼國史院編纂官。

として丁重に招聘しており、彼もいささか心が動いたのか杭州まで至つたが、やはり病を理由に固辞している。書籍を手ばなさず、天文・地理・律曆・度数にも通じ、篆・隸に巧みであつたし、「與人交尤篤於善」とあるが、政界からは意職的に離れたようである。なお大訴との交りは「與杜清碧待制書」（『蒲室集』書問）があり、結局は実現しなかつたが彼の史館への栄召をよろこんでいることからも窺い知れよう。

杜本は先の楊載らと同期の人物ではあるがその歩んだ道は対照的である。このような隠遁的な生き方も征服王朝下

の生き方の一つとして当然考え得る。おそらく彼のような生き方をした人物もすくなくはなかったにちがいない。

江南士大夫ばかりの中で異彩を放つのが高克恭（字は彦敬）（一二四八～一三一〇）である。伝は『新元史』（卷一八八）に見える。それによれば彼は西域人。もともと大同におり、父が世祖に仕えたので河北・房山に移り住んだという。彼も世祖に仕え至元一二（一二七五）年から官途に入った。同二五（一二八八）年、監察御史から桑哥に抜擢され右司都事に。しかし権臣桑哥に対しいささかもおもねるところがなかつたという。まもなく

出爲江淮行省左右司郎中。

とあって、江淮行省に下っている。その後もう一度、成宗の大德元（一二九七）年に江南行台治書侍御史となり江南の行政を経験している。彼は大訴の二十七歳のとき歿していふから大訴との接触はこの江南に下った時のいづれかであろう。もつとも克恭は西域人とはいへ自身は中国で生まれ、父は易・詩・書・春秋に通じ名を知られた人であった。このような環境の故か中国文化を理解し、かつ体得していたことは

克恭詩自得天趣、畫學米芾父子、後用李成・董元法、造詣精絕。

とあることによって知れる。ことに墨で描く竹や山水は絶品として天下に聞えていた。陳垣の『元西域人華化考』の中（卷五）にもその名は見えており、漢化した西域人を代表する人物であることがわかる。先に述べた鄧文原が彼の行状記を作っている。また彼が西湖で描いた絵に数日後趙孟頫が加筆したこと、のちにそれが楊載の気に入り、虞集が題詩を付した話が『輟耕錄』に記されている。また大訴にも「高彦敬尚書墨竹」との讀がある。漢文化に傾倒した人物ではあるが、明本の高麗王（藩王璋）の場合と同様元朝の多民族国家の様相を伝え興味深い。

そのような意味でははじめに述べた脱歛以外にもモンゴル支配者階級との接触を追求する必要があろう。たとえば『蒲室集』書問だけを見ても順帝時代の江南行宣政院使であつた高納麟や、御史大夫撒廸らの名が見える。この撒廸に関しては

至元二（一三三六）年以老病求退。御史大夫撒廸公以聞、優詔不許、加號釋教宗主・兼領五山寺、餘如故。

（『行道記』）とあって大訴に釈教宗主・領五山寺という異例の称号が与えられたことにかかわっているようである。その他モンゴル人と思われる人物への書簡は四・五を下らない。これら

の人物を分析・考察することは元朝仏教を語るうえで必要不可欠な問題であろうが、今はその暇がなく、後考を期したい。

六

以上の如く、元朝後期の仏教界を代表する笑隱大訢と彼の伝記に名を見せる文人士大夫たちの簡単な紹介を試みた。これを中期の高僧中峰明本と、彼をめぐる居士集団の場合とを比較対照するとき、両者の間にかなりの相違を見ることができよう。一つはすでに指摘したように、明本とその集団は南宋の遺民集団であり、大訢の場合は元朝治下に育った人々が主力である点である。そしてその点は、元朝に仕える態度の相違ともなっていた。前者がどこか消極的でなにか後めたさを宿しているのに対し、後者は現実を肯定し、その環境の中で持てる力を存分に發揮しようとしているのである。

第二の点は、仏教との関り方の問題である。明本は仏教者として禪僧としての姿勢を多分に蔵しており、その集団も信仰的あるいは結社的色彩をもつていた。明本の語録⁽²⁾がいかにも禪の語録であり、その集団に属する人々の多くが居士を名乗っていたことがそれを証明していよう。

一方、大訢の場合『蒲室集』は文学作品を集めまとめた文集的性格が濃厚で、居士を称したのも袁桷の清容居士だけであった。そこではいわば同学の士とも、文学をよりどころとする同好の士の集りともいえる雰囲気を感じ取ることができる。この点でも相違を認め得よう。これもまた南宋の遺風を伝える前者と、新らしい時代、いいかえれば元という現実的時代の空氣の中で生きられた後者との時代的な違いではなかろうか。そこには居士仏教的、または結社仏教的様相を見ることはできない。

なお、この両者の相違をもたらした一つの要素にそれぞれに対応した元朝支配層の姿勢の違いもある。ことに天子の姿勢である。明本の晩年は、仁宗・英宗の時代であり、大訢を大龍翔集慶寺の住持に抜擢したのは文宗であった。仁宗が漢文化を理解し保護しようとしたのは天子であることは知られている。それが江南にいた明本や南人といわれた江南人を表面に押しだす要素となつたと思われる。しかし、その理解はまだ充分ではなかった。これに対し文宗は仁宗をはるかに上回る漢文化の理解者であり、体得者であった。学問所であり書画・文物を語るサロンでもある奎章閣を作つて文人墨客を集めて芸術談議を楽しみ、自らも翰墨を御したという文宗が選んだのが虞集以下の江南士大夫

である。その抜擢の基準が学芸を主としたことは当然であろう。笑隱大訴もまたその基準に合格し、それに加えて文宗の崇仏心を充す僧侶として重用されたと思われる。したがつて大訴が接し得た人々は学芸を第一とする集団であったことになろう。

もっとも文宗は、即位前の四年間諸王として建康に居止していた。この間に江南人士との交渉がはじまり、それが天子の坐に即くことによってより活発化したものであろう。おそらく大訴ともこの建康時代に知り合う機会があつたと考えられるがそれを証明する材料は見出しえない。

要するに、史上未曾有の全土支配という快挙をなしとげたモンゴル政権のもとでもっとも苦悩したのが江南の士大夫であった。学識、文才を自他ともに認めて彼らがいかに生きようとするのか。その生き方の一つの大きな流れを笑隱大訴とその周辺に位置する人々に見たのである。

(了)

- (1) 摘稿「元の明宗の生涯」(『大谷史学』第12号所収) および
『元の順帝とその時代』(『大谷学報』第49卷4号所収)
参考。
- (2) 摘稿「元朝仏教の一様相」——中峯明本をめぐる居士たち
- (3) 「行道記」は『蒲室集』卷一五に付載。「塔銘」は『金華黃先生集』卷四二所収。
- (4) 前掲註(2)の論文参照。
- (5) 『元史』卷四一・百官志七を参照。
- (6) 「行道記」先百丈有禪苑清規。其徒遵用之。嘗有旨。命師修改。乃介為九章。今行焉。
- (7) 外山軍治「趙孟頫の研究」(『書道全集』卷一七所収) およ
び前掲(2)論文参照。
- (8) 『蒲室集』卷十二「永嘉江心寺一山万禪師塔銘」代仏智師
作
- (9) 『蒲室集』卷九「杭州路金剛顯教院記」代趙魏公作
- (10) 『同』卷九「吳興封山資敬寺記」代仏智師作。
- (11) 卷十二「金華智者寺雲屋間禪師塔銘」代仏智師作
- (12) 「金陵天禧講寺仏光大師德公塔銘」代趙魏公作
- (13) 「行道記」而學士大夫如吳興趙文敏公孟頫・巴西鄧康莊
公文原・四明袁文清公桷・房山高公彥敬・東陽胡長孺汲仲・
錢唐仇遠仁近・延祐進士蒲城楊載仲弘・金華黃溍晉卿・及今
翰林侍制京兆杜本伯原・前後負時盛名。与師為文學之友者也。
- (14) 『金華黃先生集』の末尾に付載。
- (15) 『吳文正公集』卷三二・『金華黃先生集』卷二六
『晦機禪師塔銘』(『道園学古錄』卷四九所収)
- (16) 『金華黃先生集』卷一
『黃金華先生集』卷一

註

- ⑯ ⑰ ⑯
『南村輶耕錄』卷二六 「詩書題三絶」
『蒲室集』書問
「与高納麟監司書」
「与薩廸大夫書」
「与忽都海牙右丞書」
「与忽都察勃管書」
「与普顏帖穆爾監司書」
『天目中峯和尚広録』三十卷

- ⑳
吉川幸次郎「元の諸帝の文学」(『吉川幸次郎全集』第一五
卷所収) を参照。
(本学助教授 東洋史学)
本論文は昭和54・55年度科学研究費による総合研究「中国史上における宗教行政と地域社会」の成果の一部であり、研究報告に掲載した報告レポートの稿を改めたものである。